

番 号
年 月 日

国土交通大臣あて

地方整備局長等

国庫補助金等交付決定の ^{全部}_{一部} 取消(又は交付決定の内容若しくは
これに附した条件の変更)の報告について

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあった平成 年度 事業の国
庫補助金等については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律第10条(又は第17
条)の規定により下記のとおり交付決定の ^{全部}_{一部} を取消し(又は交付決定の内容若しく
はこれに附した条件を変更)すべきものと認められるので報告する。

記

- 1 国庫補助金等交付決定額(交付決定の内容若しくはこれに附した条件)
- 2 国庫補助金等交付決定取消額(変更すべき交付決定の内容若しくはこれに附した条
件)
- 3 取消すべき事由(変更すべき事由)

(注) 大きさはA4とする。

(参考)

番 号
年 月 日

都道府県知事等 あて

地方整備局長等

額の確定に伴う取扱上の留意事項について

本日別途通知された補助金の額の確定については、下記事項を参考とされ、十分な配慮を願いたい。

記

1 精算調書の送付について

貴県(都道府)関係の補助金の額が確定されたものは、別添精算調書のとおりである。

2 国庫補助金の返還について

貴県(都道府)に対して返還命令のあった国庫補助金については、別途歳入徴収官〇〇〇〇の発行する納入告知書によって返還されたい。

なお、本件納入の告知は返還命令で定めた返還期間の20日前に行なうこととなっているので、納入告知書到達の際はただちに返還し得るようあらかじめ措置されたい。

3 残存物件の継続使用について

残存物件〇件の継続使用については承認したところであり、〇件の継続使用については国土交通大臣から別途承認される予定であるが、備品のうち、耐用年数が1年以下のもの、取得価格が50万円未満のもの又は残存価格が10万円未満となったものについては継続使用の承認があったものとして取扱っているので、これを同種の補助事業に継続使用されたい。

(以下必要事項を適宜追加する。)